

～ 救急医療を守るために（お願い） ～

夜間急病センター・当番医療機関の
利用にあたって



夜間急病センターや当番医療機関は、急病の方のために応急的な処置を行うものであり、時間外に通常の診療を行う医療機関ではありません。継続したご利用はご遠慮ください。

また、治療は応急処置に限られる上に、専門医がいないことも多く、検査内容も限られ、お薬の処方通常、1日分となります。夜間の診療は医師の負担がとて大きいことについても、ご理解ください。

昼間から具合が悪かった、あるいは家庭の応急手当で様子を見ることができそうな軽症の方の夜間における受診が増えています。日中から症状のある方や軽い症状の方は、通常の診療時間内に医療機関を受診してください。普段から、健康上のことを気軽に相談できるかかりつけ医を決めておくことをお勧めいたします。

救急医療体制を維持していくため、市民のみなさまのご協力をお願いします。

お問い合わせ先

旭川市保健所 保健総務課

25 - 6354